

## 残留農薬分析実施要領

### 1 目的

使用する農産物等の食材が国の定めた「残留農薬基準」を踏まえた上で、「大庄残留農薬基準」（国の許容基準の 1/2 以下）を満たしているかを計画的に分析し、大庄が取り扱う食材全体の安全性に対する検証を行うとともに、契約産地の安定・継続的な確保を図ります。

この安全・安心な食品確保の取り組みにより、多くのお客様の大庄グループ店舗に対する安心と信頼を確保してまいります。

### 2 調査対象

#### (1) 商品本部及び取扱業者(流通ルート)別の調査対象

調査対象(取扱ルート区分)		抽出の考え方	年間予定調査数
a	商品本部	毎月実施	300～350 点
b	名古屋物流センター	原則毎月実施	30～50 点
c	地方卸業者	計画的に実施	—

※直営・FC 店舗のすべての流通ルートを調査対象とする。

#### (2) 品目分類別の調査対象

取扱方法の区分		点数	抽出の考え方
A	青果物	25～30 点/月	① 産地の切り替え、新規契約産地 ② 契約栽培を志向する産地 ③ ランダム抽出
B	青果物以外の品目	5～10 点/月	① 新規に取り扱う品目 ② 輸入原材料を使用している品目 ③ ランダム抽出
C	過去に残留農薬を検出した品目	1～5 点/月	① 過去に残留農薬が検出された品目、産地 ② 過去に大庄基準を超えた品目、産地
D	その他 (個別調査品目等)	※必要により実施	① 商品本部と協議の上、抽出

### 3 分析の実施

自社(大庄総合科学新潟研究所)が、GC/MS(ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用して、継続的に分析を実施します。

### 4 分析結果の対応と報告及び情報提供

(1) 大庄基準を超える残留が確認された場合は、直ちに使用を中止します。

(2) 毎月の分析調査の結果は、翌月の 10 日を目途に取りまとめます。

(3) 情報の提供

- ① 1 か月分の取りまとめ情報はホームページで公開し、お客様に情報提供します。
- ② また、分析結果は、生産者及び取扱業者に情報提供します。
- ③ 物流の取り扱い部署・店舗等での情報の共有化を図ります。